

4. 全体構想の設定

4-1. 土地利用の基本方針

(1) 目標

本市は、純農村地域を起源としており、市域の約95%に相当する土地において森林や田畑等の自然的土地利用がなされており、岩手山麓に代表される豊かな自然環境の下に形成された都市です。

全人口の約60%を収容する平地部で形成された市街地は、これまでの人口増加傾向に対応すべく良好な居住環境が形成されていますが、買い物の場や就業の場を盛岡市に大きく依存しています。さらに近年は、集落地で人口が減少へ転じており、市全体でも人口増加率が以前と比較して小さくなっています。

今後は、市街化区域において引き続き良好な居住環境を維持しつつ、日常的な生活サービスを提供する商業・産業機能の導入促進により、利便性の高い住環境を創出するための計画的な土地利用を進めます。また、市街化調整区域や都市計画区域外においては、既存のコミュニティを維持するための土地利用を進めるため、各種都市計画制度の活用を検討していきます。

(2) 基本方針

①専用住宅地区

- 良好な居住環境を維持するため、現在の土地利用を遵守します。
- 一団の未利用地は、宅地需要に応じて各種都市計画制度を活用した計画的な市街地を形成します。

②複合住宅地区

- 日常の買い物に供する商業施設が混在した、歩いて暮らせる利便性の高い居住空間を形成します。
- 滝沢市役所周辺は、本市の中心機能強化のため、複合施設や元村地区に整備する新設スマートICとの連携を中心とし、各種都市機能が集約された複合的な市街地を形成するための各種検討を行います。
- 滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけては、IT関連企業を中心とした新たな産業を誘致するための基盤を確保するとともに、周辺市民や学生で賑わう日常的な生活サービスを提供する商業機能の配置について各種検討を行います。

③沿道地区

- 国道4号や国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線及び一般県道盛岡滝沢線沿道は、自動車交通に対する利便性の高さを生かした土地利用について検討します。

④産業地区

- 盛岡西リサーチパークは、広域的な産業拠点形成のため、継続して産業の誘致を促進します。
- 新設スマートIC周辺は、交通条件を生かした産業拠点形成のため、新たな産業を誘致するための各種検討を行います。

⑤集落地区

- 小岩井駅周辺の一団の集落は、雇用を創出する盛岡西リサーチパーク、農業基盤となる優良農地に近接するゆとりある生活環境を創出するため、都市基盤整備を推進しつつ、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- 一本木地区、滝沢ふるさと交流館北側周辺及び鶴飼小学校西側等の周囲を農地に囲まれ、又は農地が混在する一団の集落地は、生活及び営農の拠点として、農地の無秩序な市街化を防止するとともに、必要に応じて都市計画制度の適用について検討します。
- いずみ巣子ニュータウンやあすみ野等の一団の住宅地は、都市基盤の整備された良好な居住環境を維持するため、都市基盤の計画的な維持・更新を図ります。

⑥優良農地

- 市街化区域の外側に広がる農地は、農業生産基盤としての本来の機能に加え、災害防止、生物多様性の保全や良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、無秩序な開発を抑制しつつ、現状の環境保全を原則とします。
- 耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、機能回復や土地利用の転換等の対策を促進します。

⑦森林

- 本市北部、西部に広がる森林は、生物多様性の保全や水土保全等の森林本来の機能に加え、林産物の供給、良好な景観の形成等の多面的な機能を有することから、現状の環境保全を原則とします。
- 観光施設周辺や各集落に隣接する森林は、岩手山に代表される雄大な景観の眺望点、豊かな自然環境を体感する散策路など、周辺自然環境との調和に留意しつつ、憩い・交流・レクリエーションの場として活用を図ります。

4-2. 交通体系の整備の基本方針

4-2-1. 道路網の配置・整備方針

(1) 目標

本市の道路網は、国道4号、国道46号、国道282号、主要地方道盛岡環状線及び一般県道盛岡滝沢線を軸に、都市計画道路が放射状に配置され、本市の骨格を形成しています。

しかし、都市計画道路の整備率は52.2%（平成25年3月31日現在）であり、当初の計画決定から20年以上未着手である路線も含まれることから、将来像を実現するために真に必要な道路について整備を進めていく必要があります。

さらに、新設スマートICの設置が予定されており、他都市との広域的連携がより一層推進されるものと考えられます。

今後の道路網の配置・整備においては、市内又は周辺他市町との地域間連携の強化を図るため、「盛岡広域都市圏道路網基本計画」及び「滝沢市の道路整備計画」を基に幹線道路網の整備を促進します。

また、ユニバーサルデザインを意識した歩行空間の確保など、全ての人が安全・安心に円滑な移動を行える環境づくりを進めます。

(2) 基本方針

①体系的な道路ネットワークの構築

- 広域幹線道路である東北縦貫自動車道は、他都市との連携をより一層強化するため、新設スマートICの整備を推進します。
- 主要幹線道路である国道4号、国道46号及び国道282号は、都市の拠点間を連絡するとともに、都市の主要な地域相互の交通を集約して処理するため、計画的な維持・更新を促進します。
- 幹線道路である主要地方道盛岡環状線や一般県道盛岡滝沢線等は、都市内の各地域又は主要な施設相互の交通を集約して処理するため、渋滞緩和等計画的な整備を促進します。
- 補助幹線道路である都市計画道路は、主要幹線道路や幹線道路で囲まれた区域内を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるため、渋滞緩和等計画的な整備を推進します。
- 生活道路は、誰もが利用しやすい安全・安心な道路空間を構築するため、必要に応じて交通安全施設の整備を図ります。
- 西廻りバイパス等広域道路網の確立を促進します。
- 長期未着手の都市計画道路の見直しを行います。

②安全・安心な道路空間の構築

- 交通量の多い路線では、誰もが安全・安心に円滑な移動が可能となるよう、ユニバーサルデザインを意識し、歩車道分離を基本とした歩行空間の確保を図ります。
- 通学路等歩行者や自転車の通行に、特に安全・安心を確保することが必要な道路は、各種交通規制の適用について検討を行います。

③選択と集中、既存ストックの有効活用を念頭に置いた道路の適切な整備・維持・更新

- 新たな道路整備は、事業の効果に加え、集約型都市構造の構築への支援を念頭に置きつつ、推進又は廃止を適切に判断するとともに、「選択と集中」を踏まえた戦略的・効率的な整備を進めます。
- 既存ストックの維持・更新を計画的に行うことで施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの平準化を進めます。

4-2-2. 公共交通体系の方針

(1) 目標

本市の交通施設は、JR 田沢湖線及び IGR いわて銀河鉄道線の 2 路線・4 駅のほか、民間バス事業者によるバス路線が配置されており、市内外への重要な交通手段となっています。

しかし、バス路線は中山間地域を中心に廃止や縮小が行われていることから、高齢社会に対応した効率的・効果的な交通施設ネットワークを構築する必要があります。

今後の交通施設体系においては、市内各駅や市役所を核とした交通結節機能の強化を進めるとともに、バス路線網の維持・再編、公共交通空白地帯における新たな輸送手段の確保など、地域住民の理解と協力の基で円滑な移動を可能とする交通施設ネットワークを構築します。

(2) 基本方針

- 市街地と各集落、隣接市町との接続機能を強化するため、必要に応じたバス路線網の再編やコミュニティバスの導入、徒歩圏を考慮したバス停の再配置等を進めます。
- 公共交通が行き届かない地域を対象として、※1 デマンド交通や集落組織・地域住民の理解と協力による輸送システム等の導入について検討します。
- 市内各駅及び市役所を主要交通結節点と位置づけ、鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、※2 パークアンドライド駐車場等の配置や鉄道とバスの乗り継ぎ機能強化等を進めます。
- 持続可能な地域公共交通体系を構築するため、公共交通の利用促進に向けた市民への啓発を進めるとともに、CO₂排出量の少ない環境負荷低減型の都市を目指します。

※1 デマンド交通

路線バスのように経路や時刻があらかじめ全て決められているものではなく、デマンド (Demand=注文・要請) があった場合のみ、その経路やその時間の運行を行う方法のこと。路線バスが一部の遠回りの区間のみデマンド方式で運行する方法、予約・注文を集約の上で時刻や経路を決定してから運行する方法のほか、個人で自由に利用できるタクシーは元来より完全なデマンド交通です。

※2 OOアンドOO

主に公共交通機関を利用する場合に、さまざまな移動手段を組み合わせた方法を示すものです。

- ・「パークアンドライド」…自家用車（駐車）と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「キスアンドライド」…自家用車（送迎）と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「バスアンドライド」＝「レールアンドライド」…鉄道とバスを組み合わせる移動する方法。
- ・「サイクルアンドライド」…自転車と鉄道又はバスを組み合わせる移動する方法。

4-3. 都市施設の整備の基本方針

4-3-1. 公園・緑地の整備・保全方針

(1) 目標

本市は、岩手山麓を中心として森林が広く分布しており、貴重な自然環境を形成しています。また、市街化区域内に滝沢総合公園が設置されているほか、開発行為等により整備された比較的小規模な公園が多数設置されています。

今後の公園・緑地の整備・保全においては、都市の潤いの形成、生態系の維持・形成を図るため、貴重な自然環境は引き続き保全を行うとともに、自然環境と市街地や集落における公園・緑地との連続性に配慮し、道路空間の沿道緑化を推進します。

(2) 基本方針

①公園

- 総合公園として開設されている滝沢総合公園は、市内外の人々で賑わう交流拠点化を図るため、既存施設の計画的な維持・修繕を実施します。
- その他の公園は、市民の理解と協力による機能更新を適宜実施していき、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した利便性向上を図ります。
- 市民の憩いの場として、周辺環境に配慮しながら、身近に利用できる公園等オープンスペースの確保について、地域住民の理解と協力により整備を進めます。
- 誰もが快適に利用できる公園とするため、公園の適切な利用方法や維持・管理に向けた市民への啓発を進めるとともに、市民との協働による維持・管理を進めます。

②緑地

- 岩手山や鞍掛山一帯の緑地は、雄大な自然や貴重な植物群落を活用した潤い・憩い・交流の拠点として、積極的な保全を行うとともに、山道等の適切な維持・管理、たきざわ自然情報センター等を活用した情報発信を進めます。
- 市街地や集落内に分布する社寺林や屋敷林等の既存の緑地空間は、住環境に潤いを持たせる身近な緑として、市民との協働による維持・管理を進めます。
- 国道46号や主要地方道盛岡環状線等の幹線道路及び岩手山へ向かう一般県道鶉飼滝沢線、チャグチャグ馬コ行進路を緑のネットワークとして、良好な沿道景観の創出や歩行空間の確保等を進めます。

4-3-2. 上下水道等の整備方針

(1) 目標

本市の水道整備状況については、上水道・簡易水道を合わせた水道普及率は91.2%（平成26年3月31日現在）です。

今後の上水道整備は、良質な水道水の安定的な供給体制の確立を図るとともに、必要な施設の整備を推進します。

また、簡易水道整備は、上水道との統合に向け、必要な施設整備を推進します。

一方、下水道整備状況については、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は79.8%（平成26年3月31日現在）です。

今後の下水道整備は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、河川、水路等の公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性や費用対効果を十分考慮し、公共下水道と合併処理浄化槽とのバランスの取れた整備を推進します。

(2) 基本方針

①上水道及び簡易水道

- 上水道は老朽水道施設の適切な更新を図るため、計画的な整備・維持・修繕を推進します。
- 簡易水道は上水道との統合に向け、水道施設の整備を推進します。

②下水道

- 公共下水道は市街化区域の整備が概ね完了することから、今後は、その他の人口密集地域について、市民の意向や投資効果を十分に考慮し、効率的な整備が期待できる地域を選定し整備を進めるものとします。
- 農業集落排水事業は、既整備の滝沢南地区についてライフサイクルコストの最小化を図るため、公共下水道との施設統合を進めるものとします。
- 下水道計画区域及び農業集落排水区域外の区域は、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活雑排水の放流による水質汚濁の防止を図ります。
- 雨水・排水対策として浸水被害が発生する地域の排水路整備を推進します。

③河川

- 北上川や雫石川、諸葛川等に代表される本市の河川は、自然環境の保全や水質改善、防災対策、親水空間としての利活用等を進めるために必要な施設整備について検討を行います。
- 既存市街地周辺を流れる河川については、河川整備計画等の策定及び必要な施設の整備を推進し、総合的に安心・安全な居住環境を守るための治水管理を図ります。

4-4. 都市防災・景観・環境形成の基本方針

4-4-1. 防災都市づくりの方針

(1) 目標

本市における近年の災害発生件数は少数ですが、有事における緊急物資輸送や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進めます。

(2) 基本方針

①防災対策

- 岩手山の噴火に対し、効果的な警戒避難活動を可能とするため、火山活動監視体制の強化について国、県との事前調整を行います。
- 水害対策強化を図るため、必要に応じて河川改修や雨水排水路整備等を進めます。
- 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等の自然災害の発生が懸念される地区は、災害から市民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等に指定された地区内の規制について周知します。
- 建築物の倒壊等による被害を防止するため、耐震対策等を促進します。

②災害時における迅速な避難・輸送ネットワークの構築

- 緊急輸送道路及び避難路の指定路線は、災害時における迅速な避難・物資輸送が行えるよう、必要な道路整備や交通規制、沿道建築物の耐震・不燃化対策等について検討します。
- 指定避難場所や避難路等の市民周知を徹底するとともに、既存の公園等オープンスペースを含めた避難場所等の計画的配置・整備を図ります。

③減災体制の構築

- 災害時における被害を抑制するため、市民への防災知識の発信・周知を行います。さらに、地域の「自助・共助」の強化、充実を図るため、市民との協働による防災活動や避難訓練等の実施により、市民への防災意識啓発を図ります。

4-4-2. 景観・環境保全の方針

(1) 目標

本市の景観は、「岩手富士」「南部片富士」の名で知られる秀峰岩手山を代表に、田園景観・牧歌的景観など良好な自然景観を有し、市民に愛されています。

景観に対する意識が高まりつつあるなか、心の安らぎやゆとりをもたらす良好な景観の形成について、市全体で取り組む必要があります。

今後の景観・環境保全は、地域的特性や土地の利用状況、景観資源の分布状況等を踏まえた地域ごとに景観形成方針を検討し、岩手山麓に広がる豊かな自然を保全しつつ、市民・事業者・市が協働して自然と都市が調和した「滝沢らしい景観」づくりを行います。

(2) 基本方針

①自然景観

- 岩手山麓に代表される緑豊かな森林は、本市の背景として重要な役割を果たしているとともに、良好な自然環境を創出する骨格を形成していることから、積極的な保全を行います。
- 自然と人間の営みの相互作用によって形成された田畑等の農地は、本市の起源を感じさせる原風景であることから、積極的な保全を行うとともに耕作放棄等による荒廃防止を図ります。
- 豊かな自然環境の一環をなす河川は、河川敷の自然を保持し、親水性を高めるために必要な施設整備等についても検討を行い、良好な水辺空間を形成します。

②市街地・集落景観

- 生活の基盤となる市街地は、落ち着きのあるまち並みの形成を図るため、周辺建築物と調和した形態・意匠、色彩を意識した建築物の立地、潤いを演出する生け垣や花卉の設置等を促進するよう努めます。
- 人々の往来が多い幹線道路沿道は、岩手山の眺望や周辺環境との調和を図るため、道路舗装やガードレール等の修景、建築物の色彩・デザインの工夫、電柱や広告物の整理等を促進するよう努めます。
- 周囲を農地に囲まれた集落は、周辺環境と調和した農村景観を継承するため、自然的景観に溶け込ませるような形態・意匠、色彩を意識した建築物の立地、屋敷林や生け垣の設置等を促進するよう努めます。

③景観形成拠点及び視点場の配置

- 良好な景観形成を進めるうえで、重要な場所や施設、視点場を各地域で設定し、これらの場所の魅力を一層強化するため、居心地の良い空間の創出に努めます。

④景観形成体制の構築

- 市民との協働による良好な景観を形成するため、市民への景観知識の発信・周知を行うとともに、住民協定等のルールづくりも視野に入れた地域ごとの景観形成活動を促進します。

4-5. 市街地・住宅整備の基本方針

4-5-1. 市街地整備の基本方針

(1) 目標

本市では笹森西地区、大釜地区、耳取地区、室小路地区、狐洞地区の計5地区で計画的な市街地形成を図るため、土地区画整理事業を実施しており、狐洞地区を除く全ての地区で事業が完了しています。

今後の市街地整備は、良好な宅地を供給するため、未完である狐洞地区の事業を推進します。また、永続的な生活基盤を担保し、事業完了地区の良好な市街地環境を維持します。

(2) 基本方針

- 狐洞地区は、狐洞地区地区計画に基づいた計画的な土地利用を推進します。
- 笹森西地区、大釜地区、耳取地区、室小路地区は、良好な居住環境を維持するよう努めます。

4-5-2. 住宅整備の基本方針

(1) 目標

本市は、盛岡近郊に位置しているため、住居系土地利用を中心とした市街地が形成されています。

今後の住宅整備は、現在の良好な居住環境を永続的に維持するため、適切な指導に基づく計画的な住宅整備を継続的に実施します。

(2) 基本方針

- 生活の中心となる市街地は、良好な居住環境を維持するため、地区計画の適用等について検討します。
- 滝沢ニュータウン等の既存住宅団地は、既存のストックを活用しながら将来にわたってコミュニティの維持・形成を図るため、居住者相互が交流できる空間の確保や住宅供給を促進します。
- 少子高齢化による人口減少などにより、今後管理不適切な空き家が増加し、防犯、防災、景観等様々な面で問題となることが想定されるため、実態を把握し、良好な居住環境を形成するための方策を検討します。
- 一団の集落地は、コミュニティの維持や一定の都市基盤を確保するため、都市計画制度の適用について検討します。
- 建築確認や開発許可などの許認可権者である岩手県と連携を密にして、正確かつ迅速な対応と適切な指導を行います。
- 市営一本木住宅は、長期的に有効活用を図るため、保全、管理、長寿命化に資する改善等の具体的方策を検討します。